

連邦政府・ニューヨーク州政府・ニューヨーク市の役割分担

- ◆ 連邦政府と州政府の関係
⇒ 公物管理を含め、原則として**州政府**の権限
- ◆ ニューヨーク州政府とニューヨーク市の関係
⇒ **ホームルール権**を保障。公物管理を含む幅広い行政事務事項を市に委譲（一般市法第20条）
- ◆ ニューヨーク市は、**所有する公物に対して広い管理権限**を持つ

ニューヨーク市の公物管理と公共空間活用

・市が所有する公物（水辺、街路、公園等）は**不可譲**。ただし、フランチャイズや許可、ライセンスの授与は妨げられない（ニューヨーク市憲章第383条）

【公物管理・公共空間活用に関する法制度】

・判例法、ニューヨーク州法、ニューヨーク市行政法、長期計画（2023年PlaNYC）
ニューヨーク市規則、議決、各種活用プログラム（ストリートシートプログラム等）、契約

日本の公共空間活用法制度との相違点

- ◆ 以下の点において日本の公共空間活用法制度との違いを見出すことができる。
 1. 公物管理における**州政府の権限**
 2. 州政府と地方自治体の**分業的な公物管理**
 3. 公共空間活用の**法制度の多様性**
 4. **契約**の活用
 5. **判例法**の役割

自立的な公物管理権限によって、ユニークな活用が可能！

